岡山県経営者協会 会長 殿

岡山労働局長

「年収の壁・支援強化パッケージ(助成金)」に関する周知について(協力依頼)

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、短時間労働者においては、従前よりいわゆる「年収の壁」による手取り収入の減少等を理 由に就業調整が行われている実態があります。一方で、近年企業の人手不足感が高まりその対応が 急務となる中、政府は当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」(令和5年9月27 日全世代型社会保障構築本部決定)を実施しているところです。

このような中、社会保険においては、本年10月1日より適用の要件の1つである企業規模が101人以上から51人以上に適用拡大され、また、当局では、10月2日から岡山県最低賃金の大幅な改正(50円アップ:982円)を行いました。

これらの状況により、就業調整を行う動きもみられ、企業における人材不足が更に加速することが危惧されます。

加えて、賃金引上げの流れを継続させ、とりわけ短時間労働者にも波及させていくためには、本 人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要であり、さらには企業の負担軽減も必要で あると認識しております。

つきましては、本件趣旨をご理解いただきまして、「年収の壁・支援強化パッケージ」におけるキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)をぜひ活用いただきたく、周知広報へのご協力方、何卒よろしくお願い申し上げます。

## ●周知用資料〔リーフレット〕

① キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\_tekiyou.html

② 社会保険適用時処遇改善コース 活用事例 ※6 例あります。 https://www.mhlw.go.jp/content/001297244.pdf





- ③ パート・アルバイトの方向け社会保険加入のメリット https://www.mhlw.go.jp/content/001189601.pdf
- ④ 配偶者手当を見直し検討のフローチャート https://www.mhlw.go.jp/content/001158767.pdf



また、以下の Web サイト「キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

\_(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\_tekiyou.html)\_

において、本助成金の詳細な内容等を掲載しておりますので、<u>広報誌やホームページなどにより、</u>同ページの周知・広報にご協力をいただきますようお願いいたします。